

## 西宮市災害時物資供給検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 災害発生時における被災者への円滑な物資供給の実現を目指し、物資供給に関わる民間企業や団体、行政機関等が災害時の物資の調達及び保管と輸送に係る課題を共有し、課題解決に向けて検討を行うため、西宮市災害時物資供給検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (業務内容)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 災害時の物資供給に関する意見交換と課題の共有
- (2) 災害時の物資供給に関する体制の検討と構築
- (3) 災害時の物資供給に関するマニュアルの策定と修正
- (4) 災害時の物資供給に関する訓練及び研修の実施
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

### (組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 災害時の物資供給に関する専門的知識を有する学識経験者
- (2) 委員会の目的に賛同した前条の活動を行う行政機関、事業者及び事業者団体等の代表者
- (3) 西宮市職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

2 任期の途中で交代した委員の任期も、前項のとおりとする。

### (委員長等)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員を、副委員長は同条第3号のうち産業文化局産業文化総括室長と総務局危機管理室長をもって充てることとする。

2 委員長は、委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合はその職務を代行する。

### (委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を聴き、または必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

### (代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(作業部会)

第8条 委員会には、災害時の物資供給に関する体制構築等に必要な意見交換、調整、ワークショップ等をおこなうため、作業部会を設置する。

2 作業部会の部会員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 災害時の物資供給に関する専門的知識を有する学識経験者

(2) 委員会の目的に賛同した第2条の活動を行う行政機関、事業者及び事業者団体等の代表者

(3) 西宮市職員

(4) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

3 作業部会の部会員は、第3条の委員と兼任することができる。

4 部会員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

5 前項の代理者は、部会員とみなす。

6 作業部会には、部会長を置き、災害時の物資供給に関する専門的知識を有する学識経験者をもって充てることとする。

7 作業部会は、部会長が会議を招集する。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を作業部会に出席させて意見を聴き、または必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(謝金)

第9条 市長は、委員会に出席した者に対して、別途定めるところにより謝金を支払うことができる。

2 前項の規定は、部会員が作業部会に出席した場合において準用する。

(事務局)

第10条 委員会及び作業部会の事務局は、産業文化局産業文化総括室及び総務局危機管理室に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年11月18日から施行する。